

広島県告示第百八十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十一年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

広島津神社東地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成四年三月三十日広島県告示第四百四十二号（以下「告示A」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和五十五年二月十三日広島県告示第百二十五号（以下「告示B」という。）で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱一号及び二号は告示Aで指定した土地に存する標柱三号及び二号と同一とし、標柱四号は告示Bで指定した土地に存する標柱二号と同一とする。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
呉市	広岡谷三丁目			二〇〇六番一	標柱一号
				一一七五八番一	標柱二号及び三号
				二〇〇五番一	標柱四号